

文教厚生委員長報告

令和4年5月18日

本臨時会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第53号 地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を定めることについてであります。

本案は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を定めようとするものであります。

本案につきましては、地域医療対策室から説明を求め、種々質疑の後、ある委員より原案に対する修正案が提出されたところであります。

まず、提出者から提案理由及び内容の説明を求め、次のような説明が行われましたので申し上げます。

「地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下、医療センター）は、脳疾患等の手術が出来ていないこと等を理由に、理事長解任の事態にまでなっている。提案されている第3期中期目標の期間は、令和4年4月1日から3年間である。医療センターの現状において、誰が理事長に選任されても、脳神経外科医等の常勤医師がいなくともでは脳疾患等の手術ができる体制は困難である。

以上のことから、中期目標（案）の

第2住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

（1）において、二次救急医療については「緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供」が規程されていることから、

『緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。』

を

『緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指すこと。』に修正しようとするものである。

まずご理解いただきたいのは、

今回の修正案は『脳神経外科医等の二次救急医療の提供』を否定しているものではなく、脳神経外科の常勤医師がいない医療センターの現状を踏まえ、たうえでの提案であるということである。

今議会で第3期中期目標が議決されれば、これに基づいて医療センターに中期計画策定を指示するが、脳神経外科の常勤医師がいないもとの、二次救急医療である脳神経外科の手術はできない現状にあることである。しかしながら、これは誰が理事長でも同じである。濱砂理事長をもっても、現在、宮崎大学から脳神経外科の常勤医の派遣は難しい状況にある。そうであるなら、中期目標案の(1)において、二次救急医療については『緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供』が目標として規定されていることから、その実現のために『緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指すこと。』に修正すべきであると考える。」

以上であります。

提出された修正案につきましては、ある委員より、

「地方独立行政法人西都児湯医療センターにおいては、脳疾患等の担当医師が不在で医師確保の目処も立っていないことから、脳疾患等の救急患者受け入れは行われていない状況にある。また市長も、これまでの答弁でも明確な医師確保の見通しは示されていない。このような状況の中では、中期目標の3年間において脳疾患患者を積極的に受け入れることは不可能であり、原案はその実現性に大きな問題を含んでいる。修正案はそれを修正し、現状に合わせた目標とするものであり、賛成するものである」との賛成討論がありました。

また、原案につきましては、ある委員より、

「本案は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行

政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を定めようとするものであるが、次の2点の理由により賛成できない。

1点目、橋田市長の本案提案に至る態度と言動は議会制民主主義を否定するものであり、そのことによって、公的医療機関である医療センターの運営を違法状態においたその責任は、医療センターの設立者であり、行政の長である市長として、どんな理由を持っても決して許されない行為であり、橋田市長の行政運営に対する基本姿勢にかかわる問題として賛成できない。

2点目、市長と医療センターが対立をやめ、連携・協力できる関係構築を願う立場から修正動議を提出したが、本案が修正されることなく、本委員会で議決されるなら、何をもたらすかということである。橋田市長は、3月議会の私の質問に対して『中期目標、二次救急、脳疾患等をやられていない状況をそのままにしておいたら市民が不幸であり、できるだけ早く理事長は解任されるべきである』と言ってのけられた。つまり、橋田市長は、第2期中期目標が達成されていないことを理由として、濱砂理事長に対する解任処分通知が行われてきたが、第3期中期目標も同じ内容であることから、今度は、橋田市長が第3期中期目標を振りかざして、濱砂理事長解任にする根拠を与えることになることから、本案を修正せず議決することには賛成できない。

市民の皆さんは、市と医療センターが対立することは望んでおられない。それだけに、橋田市長が理事長に対する解任通知を撤回し、医療センターとの連携・協力を強く求めておきたい」との反対討論がありました。

提出された修正案について採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長の決するところにより、否決することに決しました。

次に、原案について採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長の決するところにより、可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。